

V - 1 放射性廃棄物管理の状況

(1) 放射性廃棄物の管理については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子炉設置者に廃棄等に関し必要な措置を講じるよう義務づけている。更に、実用発電用軽水型原子炉施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に関しては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」により、周辺の公衆の被ばく線量を低く保つための線量目標値が定められている。

(2) 実用発電用原子炉施設の設置者は、軽水炉のみならず放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に際しては同指針に定める線量目標値を達成する範囲内の放出管理目標値を定め、これを超えないように努めることとしている。

また、放射性固体廃棄物については、ドラム缶等に封入し、所定の固体廃棄物貯蔵庫等に保管することとしている。

この資料は、原子炉等規制法に基づいて実用発電用原子炉施設の設置者から提出された昭和57年度及び58年度の「放射線管理等報告書」及び行政上の通達に基づく「従業者被ばく放射線量等報告書」等からとりまとめたものである。

(3) 放射性廃棄物管理の状況をとりまとめるに当り、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については全原子炉施設についての年間の放出実績と年間の放出管理目標値を、放射性固体廃棄物については固体廃棄物貯蔵庫等に搬入された年間の発生量と累積保管量を掲示した。

また、昭和49年度以降の各年度の実用発電用原子炉施設における放出実績及び放射性固体廃棄物の管理状況を参考のため掲載している。

なお、各発電所の状況を示した表中の記号等の意味は次のとおりである。

放射性気体廃棄物中の放射性希ガス及び放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウムを除く）の値は、全放射能計測法、全放射能計測法、線スペクトル分析方法等により求めたものである。

放射性気体廃棄物中の放射性よう素（ ^{131}I ）の値は線スペクトロ分析法により求めたものである。

放射性液体廃棄物中のトリチウムの値は液体シンチレーション法により求めたものである。

放射性固体廃棄物のドラム缶の本数は、200ドラム缶換算本数である。その他の種類の放射性固体廃棄物は、ドラム缶に詰められない大型機材等であり、その発生量又は累積保管量は200ドラム缶に詰めた場合に相当する推定本数で示した。表中のN.D.の意味は、あらゆる測定時において検出限界以下であったものを示す。

(4) この結果によると、昭和57年度、昭和58年度とも放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量は、各発電所とも前年度と概ね横ばいとなっており、全ての発電所において放出管理目標値を十分に下まわっている。

また、放射性固体廃棄物の管理状況についても年度別推移及び現在の保管状況からみて、特段の支障はない。